

## 令和 2 事業年度

自 令和 2 年 4 月 1 日  
至 令和 3 年 3 月 31 日

## 監 査 報 告

独立行政法人国際観光振興機構

# 監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人国際観光振興機構（以下「法人」という。）の令和2事業年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

## I 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査規程等に基づき、理事長、理事長代理、理事、監査室、総務部、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、本部において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。なお、実施を予定していた海外事務所実地監査については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施が困難となったため、リモート方式で監査を実施し業務の状況を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、当法人の資本の額その他の経営の規模が通則法第39条第1項の「政令で定める基準」に該当せず、会計監査人の監査が実施されていないことから、監事において会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行った。

以上の方針に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

## II 監査の結果

- 1 法人の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

特に当該事業年度においては、国際往来の制限や国内及び海外事務所所在国における行動制限等により法人の業務は大きな制約を受けたが、国内外の情報を適時適切に収集・分析し、効果的かつ効率的な事業執行に努めるとともに、新たにインバウンド再開後を見据えたプロモーション基盤の整備、国内インバウンド関係者との連携強化等の重点事項に取組むなど、自主的な努力を行い着実な成果をあげている。

中期目標期間中における国際往来の回復水準は今なお不透明な状況にあるが、目標の達成に向けて引き続き取組むとともに、法人が置かれた事業環境に応じた役割・使命が發揮されるよう、不断の努力を期待する。

## 2 法人の内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

特に当該事業年度を通じ、法人の主要リスクである「感染症の流行に伴う管理業務上、事業業務上のリスク」が発現したが、本部・海外事務所において適切に業務継続体制を構築するとともに、各事業の実施環境を踏まえた適切な事業管理を実施し、当該リスクに適切に対応している。

## 3 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

## 4 財務諸表等についての意見

財務諸表等は、法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

なお、当該事業年度末における法人の経営の規模が政令で定める基準に達することから、令和3事業年度の財務諸表等については、会計監査人の監査を受けることになる。このため、本部及び海外事務所において会計監査受入態勢の整備が必要である。

## 5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令等に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

### III 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

#### 1 給与水準の状況

職員の給与水準は、国の水準を 100 とした場合の地域・学歴を勘案したラスパイレス指数が、当該事業年度末において 98.0 となり、適正水準で運用されていると認める。なお、法人が果たす役割の高度化に伴い、高度人材の安定的な確保が必要なことから、専門人材性や人材度に応じた適正な給与水準の確保を図ることを期待する。

#### 2 入札・契約の適正化の状況

調達等合理化計画に従い、重点的に取組む分野を定め、企画競争の要件審査の充実及び迅速化並びに計画的な事業実施、総合評価落札方式の適切な運用・実施、企画競争の一者応募の見直し等について、ガバナンスの徹底を図りながら着実に実施している。

また、外部有識者、監事で構成する契約監視委員会において、入札・契約の適正性を審議し、必要に応じて意見具申を受ける等、点検態勢の強化を図っており、入札・契約の適正化の取組みは適切に実施されていると認める。

#### 3 海外事務所の共用化・近接化

国際交流基金、国際協力機構及び日本貿易振興機構との海外事務所の共用化・近接化については、当該事業年度末において賃貸借契約のある海外 24 事務所（令和 3 年度開所予定を含む）中 18 事務所で共用化・近接化が実施されており、適切に実施されていると認める。

以上

令和 3 年 6 月 30 日

独立行政法人国際観光振興機構

監 事

戸 田 次 良

監 事（非常勤）

大 塚 真 智 子